

和光市と十文字学園女子大学・同短期大学部の相互協力協定書

和光市（以下「甲」という。）と十文字学園女子大学・同短期大学部（以下「乙」という。）は、相互が有する資源や人材を活用し、福祉・文化等の各分野において、相互の発展に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携及び協力し、相互の活動の交流を図るとともに、地域の福祉等における問題等に対して、有機的な連携により、その解決等に向けた環境の整備に貢献することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的達成のため、次の事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 社会福祉の充実に係る事項
- (2) 教育・文化・スポーツの発展と振興に係る事項
- (3) 環境の保全・回復・創出に係る事項
- (4) 国際交流に係る事項
- (5) 産業振興に係る事項
- (6) 地域コミュニティの発展に係る事項
- (7) 人材育成に係る事項
- (8) その他、甲と乙が必要と認める事項

（個別の事業等）

第3条 前条各号に掲げる事項について、個別の事業等を実施する場合は、甲と乙において協議の上、これを決定し、必要に応じて別に協定を締結するものとする。

（協定の期間）

第4条 本協定の協定期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。
ただし、協定期間満了日までに、甲、乙の両方又はいずれか一方からこの協定を終了させる旨の意思を表示しないときは、本協定は1年間ごとに自動的に更新され、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又は運用にあたり疑義が生じた事項については、

甲と乙において協議の上、これを解決する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成21年10月13日

甲 和 光 市 長

署 名 松本 武洋

乙 十文字学園女子大学・同短期大学部学長

署 名 富丸 凱史